

防衛省設置法の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は今回施行期日を定める部分)

一 自衛官の定数を改めること。(本則関係)

二 この法律は、令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。(附則関係)